

特別な選考方法について（未定稿）

※新たな学術会議の会員となる候補者については、現会員等に加えて、外部（大学、学協会、国研、産業界など）からも推薦を受ける（通常の会員選考の場合と同じ）

※（P）現会員、元会員も新たな学術会議の会員の候補者となり得る

	平成17年法改正	A	B
特別な選考委員会	<u>会長</u> が、学識経験のある者のうちから、 ➤ 総合科学技術会議の指定議員 ➤ 学士院院長 と協議の上、 <u>選考委員を任命する</u>	<u>会長</u> が、学識経験のある者のうちから、 ➤ 産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況 ➤ 学術に関する研究の動向 に関し広い経験と高い識見を有するものであって、内閣総理大臣の指定する者と協議の上、 <u>選考委員を任命する</u>	<u>設立委員</u> が、学識経験のある者のうちから、 <u>選考委員を任命する</u>
	(選考委員会は学術会議に置く)	同左	(選考委員会は内閣府に置く)
	選考委員が新会員の候補者を選考する	同左	同左
選考委員会の選考結果	<u>選考委員会の選考結果を原則で選ばれた会員とみなす</u>	学術会議は、選考委員会の選考結果を設立委員に報告する	—
会員の選定	—	設立委員は、会長に新会員の候補者の案を作成させる。 設立委員は、 <u>選考委員の選考結果に基づいて会員を選定する</u>	設立委員は、選考委員に新会員の候補者の案を作成させる。 設立委員は、選考委員の選考結果に基づき、 <u>学術会議の意見を聴いて、会員を選定する</u>